

平成16年分所得税の確定申告 平成17年度町県民税・国民健康保険税申告 申告相談日程表

会場：天萬庁舎2階会議室、法勝寺庁舎2階大会議室

受付時間 月日、曜日	午前 ... 9時～11時30分 午後 ... 1時～3時30分	
2/10 木	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告
11 金	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告
14 月	天萬庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告
15 火	"	給与・報酬・年金所得者の還付申告
16 水	"	円山・福里・天萬1～8番組
17 木	"	農業青色申告者 [JA申告分] 決算書ができる人
18 金	"	農業青色申告者 [JA申告分] 決算書ができる人
19 土	"	農業青色申告者 [JA申告分] 決算書ができる人
21 月	"	宮前二・諸木・西原・三崎・寺内
22 火	"	宮前一・田住・浅井・高姫・井上・御内谷・金田
23 水	"	市山・縄平・朝金・上野・池野・鶴田・荻名
24 木	法勝寺庁舎	境・坂根・柏尾
25 金	"	谷川・四季・清水川・フォレストタウン
28 月	"	東町・西町
3/1 火	"	福頼・掛相・馬佐良・今長・江原
2 水	"	八金・金ヶ崎・二楨・常清・金山
3 木	"	下鴨部・上鴨部・能竹・賀祥・驛牛
4 金	"	入蔵・早田・赤谷・大河内・笹畑・大木屋
5 土	天萬・法勝寺庁舎	予備日
7 月	法勝寺庁舎	下阿賀・上阿賀
8 火	"	原・長田・猪小路
9 水	"	北方・西・鍋倉・与一谷・口絹屋・奥絹屋
10 木	"	橘・倭・倭二区・清水・馬場・徳長・武信・道河内・伐株
11 金	"	小原・大国田園ハイツ・法勝寺1～8区
12 土	天萬・法勝寺庁舎	予備日
14 月	法勝寺庁舎	三本木中・三本木下・落合上・落合下・城山・戸構・戸構団地・管田団地・落合団地
15 火	"	予備日

国民健康保険をお持ちの世帯の方は必ず申告をしてください。

割当日以外は混雑しますので、できる限り割当日にお出かけください。

今年も税金の申告時期になりました。この申告によって所得税が確定し、町県民税・国民健康保険税の基礎資料となります。申告のないときは、所得証明ができなかったり、正しい課税ができませんので、必ず申告しましょう。

確定申告の必要な人

- (1) 商業、工業、農業、大工、左官業を営んでいる人
- (2) 配当、家賃、地代などの収入がある人
- (3) 給与の収入が2000万円以上ある人
- (4) 年の途中で退職した人、または2か所以上から給与、年金をもらっている人
- (5) 給与等の年末調整をしたものと控除内容等が違う人
- (6) 土地、建物などを売り、その収入がある人
- (7) 雑損控除、医療費控除、住宅取得控除等を受ける人



南部町役場 電話番号表

* 市外局番(0859)

南部町役場 法勝寺庁舎	☎ 66-4426
総務課	☎ 66-3112
財政課	☎ 66-4803
企画政策課	☎ 66-3113
子育て支援課	☎ 66-3116
建設水道課	☎ 66-3115
上下水道室	☎ 66-4807
町民生活課	☎ 66-3114
税務課	☎ 66-4802
出納室	☎ 66-4801
議会事務局	☎ 66-4804
農村振興公社	☎ 66-5329

健康福祉センターすこやか
☎ 66-5523

健康福祉課
☎ 66-5522

保健対策室
☎ 66-5524

図書館
本館(法勝寺)
☎ 66-4463

分館(天萬)
☎ 64-3789



南部町役場 電話番号表

* 市外局番(0859)

- 南部町役場 天萬庁舎
☎ 64-2183
- 産業課 ☎ 64-3783
- 農業委員会 ☎ 64-3792
- 人権施策課 ☎ 64-3782
- 合併調整課 ☎ 64-3785
- 地域政策課 ☎ 64-3780
- 町民生活課 ☎ 64-3781
- 地籍調査室 ☎ 64-3784
- 教育委員会事務局
☎ 64-3787
- 公民館
あいみ公民館
☎ 64-3789
- さいはく公民館
☎ 66-3121
- 給食センター
西伯給食センター
☎ 66-2006
- 会見給食センター
☎ 64-2343

広報なんぶでは、みなさんの身近な出来事、耳よりな情報をお待ちしています。いつでも取材にでかけます。役場総務課芝田まで、お知らせ下さい。

- ・ 試験期日 一次試験(五月下旬)
二次試験(六月下旬)
- ・ 身分 特別職国家公務員
- ・ 問い合わせ先 自衛隊米子募集事務所
米子市東町三二七
- ・ TEL 〇八五九一三三一四四〇
- ・ 受付期間 平成十七年四月上旬
五月上旬
- ・ 受験資格 大卒程度の学力を有する男女で平成十八年四月一日現在二十二歳以上二十六歳未満の者

自衛隊幹部候補生募集

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。



申告に必要な書類等

1. 確定申告書(税務署から送付された方のみ)
2. 印鑑及び貯金通帳
3. 給与所得等の源泉徴収票(給与、年金等受給者)
4. 雇主の発行した賃金支払明細書(日雇、パート等賃金雇用労働者)
5. 生命保険料の支払証明書(生命保険、簡易保険、生命共済等)
6. 個人年金保険料支払証明書(期間10年以上)
7. 損害保険料の支払証明書等(火災保険、建物共済、建物更生共済等)
8. 医療費領収書(健保、国保等の補填額を差引いた実支払額が、所得額の5%又は10万円を超える方)
9. 農業に要した雇人費及び支払った小作料については、領収書、営農貯金明細表、作業日誌及び支払調書
10. 農機、トラック等を購入された方は領収書
11. トラックの車検を受けられた方は、費用の明細がわかるもの及び領収書
12. 家族構成、経営規模、状況などのわかる簡単な調書
13. 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書
14. その他営業等は収入、支出の明細のわかる書類

住宅借入金等特別控除(50㎡以上の新築、中古住宅の取得及び増改築をしたとき)を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、家屋の登記簿謄本、契約書及び住宅取得に係る借り入れ残額の証明書など

期限内に正しい申告をされないと、**無申告加算税、延滞税**がかかります。期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができませんので、**3月15日まで**に必ず会場にお出かけください。

農業所得についての申告は

「収支計算(農業収入-農業経費=農業所得による計算)」をしますので事前に帳簿等及び保存書類(領収書等の集計)の準備をしてお出かけ下さい。集計が出来ていないと当日受付できない場合がありますので必ず事前に行って下さい。

還付を受けるための申告は1月から提出することができます。税務署へは郵送で申告することもできます。役場では、2月10、11日に法勝寺庁舎、2月14・15日に天萬庁舎で相談をお受けします。

年金の源泉徴収票は大切に!

老齢基礎年金・老齢厚生年金・通算老齢年金を受けている方全員に、「平成十六年分公的年金等の源泉徴収票」が一月末日までに社会保険業務センターから送付されます。

年金以外の所得がある方、二つ以上の年金を受けている方などが確定申告をされる際、添付書類の一つとして、「源泉徴収票」を提出することになりますので大切に保管してください。万が一紛失されたときは、米子社会保険事務所で再交付の手続きをしてください。(年金証書と印鑑が必要です。)

なお、障害年金や遺族年金、老齢福祉年金などは課税対象とならないため、「源泉徴収票」は送付されません。

町民生活課 年金係

「二〇〇五年農林業センサス」協力をください!

農林水産省では、平成十七年二月一日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「二〇〇五年農林業センサス」を実施します。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために五年ごとに実施される極めて大切な調査です。

一月中旬から農林業を営んでいる皆様のごところに調査員が伺いますので、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。